

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成18年飯塚市訓令第14号)の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年1月23日

飯塚市長 武 井 政 一

飯塚市訓令第1号

飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

改正後	改正前
(特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間)	(特別の形態によって勤務する職員の週休日及び勤務時間)
第2条 (略)	第2条 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)
<u>9 生涯学習課に勤務する職員の勤務時間については、次のとおり</u> <u>とし、4週間を通じて1週間の勤務時間が38時間45分となるように</u> <u>主管課長が割り振るものとする。</u> <u>(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時15分まで</u> <u>(2) 土曜日 午前8時30分から午後零時30分まで</u>	
<u>10 (略)</u>	<u>9 (略)</u>
<u>11 (略)</u>	<u>10 (略)</u>

附 則

この訓令は、令和8年3月1日から施行する。